

コンパルホール非常灯用蓄電池交換業務委託 仕様書

1. 適用

本業務の履行に当たっては、本仕様書に基づいて行うものとする。

2. 件名

コンパルホール非常灯用蓄電池交換業務委託

3. 業務の場所

大分市府内町一丁目 5 番 38 号 コンパルホール

4. 履行期間等

履行期間：契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

コンパルホール内の非常照明用蓄電池更新を行う。

更新後の試験調整を実施し、非常照明が正常に稼動するよう調整すること。

機器交換後は警報回路の動作試験を実施し、直流電源装置内制御基板との連動に問題が無いか確認すること。

本業務にて発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。

(1) 業務範囲

コンパルホール館内（6 階電気室外）

(2) 更新内容

① 更新対象機器

蓄電池 型式：CS600E 54 個

同上付属品

液面センサー 型式：AA2G（CS600E 用）2 個

温度センサー 型式：ATS-1A（50℃）2 個

② 既存利用範囲

蓄電池本体以外

※機器の型番は参考とし、同等品以上のものを使用すること。

6. 事前準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況及び関連設備の調査を行い、業務内容を十分に把握したうえで着手すること。

7. 安全管理対策

作業中に労働者に負傷者若しくは死亡者等を生じさせた労災事故、又は通行人等第三者に負傷者、死亡者等を生じさせ、或いはその資産に損害を生じさせた事故、その他重大事故（以下「労災事故等」という。）が発生したときは、「大分市建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」に準拠して、負傷者の救護措置（救急車の手配を含む。）

及び二次災害の応急防止措置を取った上、直ちに施設管理担当者に通報し報告書を提出するとともに、死亡事故及び重大事故については、速やかに所轄の警察署及び労働基準監督署に通報するものとする。

8. 賠償責任

委託業務受託者は、業務遂行中に生じた事故及び管理の不備、過失等により本市及び第三者に人身又は財物に損害を与えた場合は、その損害に対して責任を負うものとする。ただし、その原因が、天災、その他不可抗力等、受託者の責めに帰することができない特別の事由による場合は、この限りでない。

9. 提出物

(1) 契約締結後

業務の実施に先立ち、次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。

ア 業務責任者選任（変更）通知書

イ 業務計画書

① 現場組織表

② 全体工程表（予定）

(2) 業務終了後

業務が終了したときは、次に掲げる書類を発注者に提出し、検査をうけるものとする。

ア 業務完了（終了）通知書

イ 業務工程表（実績）

ウ 完了（状況）写真（カラー）

（写真撮影内容）

①作業前

②作業中（産業廃棄物の収集作業を含めること）

③作業後

※各作業の実施について確認できるよう撮影すること。

エ 産業廃棄物管理票の写し

(3) その他指示する書類

10. その他

(1) 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(2) 引き渡し後、1年以内に発生する障害で明らかに製造ならびに設置に起因するものは、受託者の責任において速やかに修繕を行うものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議して定めるものとする。